

各 位

会社名 ケネディクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号 4321 東証 1 部)
問い合わせ先 取締役経営企画担当 吉川 泰司
電話番号 (03) 3519-2530

新株式発行に係る発行登録及び新株予約権付社債に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 16 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式の発行に係る発行登録及び新株予約権付社債の発行に係る発行登録を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本発行登録の背景】

当社は、平成 21 年 8 月 11 日にお知らせしましたとおり、バランスシートのスリム化と受託資産残高の成長を同時に促進しつつ、安定的な収益構造の構築・明確化を進めており、また、当第 2 四半期連結会計期間において四半期純利益を計上するとともに当第 2 四半期連結累計期間において営業キャッシュフローの黒字化を実現しております。加えて、平成 21 年 3 月に株式会社三井住友銀行と株式会社三菱東京 UFJ 銀行を共同アレンジャーとして 158 億円のシンジケートローン契約を締結する等、資金繰りに関して取引銀行から具体的支援を得つつ財務の健全性を高めるべく努めており、これらの対応策により「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することが出来ました。世界的な金融市場の混乱と不動産投資市場の著しい流動性低下を経験した中にも、当社グループでは保有物件の外部売却等により、昨年 6 月末には 4,338 億円あった総資産を本年 6 月末には約半分の 2,128 億円まで削減するなど、資産圧縮を着実に進めてきております。今後も引き続き主要取引金融機関のサポートを得ながら、財務の健全性及び安定性を高めるべく経営努力を続け、ファンド組成等収益面での強化策を講じることで、来年以降は反転攻勢に転じる所存です。

こうした財務の健全性及び安定性強化のための施策の一環として、今般、普通株式の発行登録及び新株予約権付社債の発行登録を行い、普通株式及び新株予約権付社債の発行を柔軟に行うための体制を整えました。本発行登録等を活用した普通株式・新株予約権付社債の発行やその他の財務施策により、本年 12 月に可能となる当社 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2011 年満期新株予約権付社債」といいます。）の保有者による繰上償還請求への対応を企図しております。この最大 200 億円に達することが予想される 2011 年満期新株予約権付社債の繰上償還請求への対応は、当社においては、重要な経営課題と位置付けており、普通株式発行による資金調達や、新規発行新株予約権付社債と 2011 年満期新株予約権付社債との交換募集等を機動的に組み合わせることにより、2011 年満期新株予約権付社債の繰上償還請求へ対応して参りたいと考えております。なお、2011 年満期新株予約権付社債の繰上償還請求への対応を検討するに当たっては、2011 年満期新株予約権付社債の保有者のご意見・ご要望を伺う可能性がございますので併せてお知らせいたします。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株式及び新株予約権付社債発行についての発行登録に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式又は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人（1933 年米国証券法に基づくレギュレーション S に定義する。）に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。

記

【新株式発行に係る発行登録】

1. 募集有価証券の種類 当社普通株式
2. 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで
(平成21年9月27日～平成22年9月26日)
3. 発行予定額 12,000,000,000円を上限とします。
4. 調達資金の使途 その全部又は一部について、当社2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2011年満期新株予約権付社債」といいます。)の買入れ及び繰上償還のための資金に充当する予定
5. 募集方法 一般募集
6. 引受証券会社 引受人のうち、主たるものはUBS証券会社を予定しております。

【新株予約権付社債に係る発行登録】

1. 募集有価証券の種類 新株予約権付社債
2. 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで
(平成21年9月27日～平成22年9月26日)
3. 発行予定額 8,000,000,000円を上限とします。
4. 調達資金の使途 該当事項なし
5. 募集方法 2011年満期新株予約権付社債の保有者に対する、一定の条件のもとでの、新規発行新株予約権付社債との交換募集(2011年満期新株予約権付社債の払込みによる新規発行新株予約権付社債の発行)を予定しております。尚、新規発行新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により発行される当社株式は当社普通株式とし、その総数は2011年満期新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により発行される当社普通株式の総数を上回らないよう、新規発行新株予約権付社債の行使価額を含む行使の条件を設定することを予定しております。
6. 引受証券会社 該当事項なし

(注1) 上記各発行予定額は国内募集分であり、当社はこれに加え、海外市場における募集を検討しております。なお、本発行登録書等に基づき国内外の株式及び新株予約権付社債の発行を行う場合、新株式の発行総額及び新株予約権付社債の発行総額の合計は200億円を上回らない予定です。

(注2) 上記交換募集に際し、UBS LimitedがDealer Managerを務める予定です。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の日本国内における新株式及び新株予約権付社債発行についての発行登録に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社株式又は当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式又は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国において又は米国人(1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義する。)に対して、その計算で若しくはその利益のために、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、米国における証券の公募は行われません。